

# 神石高原かがやきネット

## 月額利用料の減免について

神石高原かがやきネットで基本チャンネルプランスタンダード（地上デジタル放送と告知放送のセット 月額 1,575 円）を利用されている世帯については次の基準に該当する場合、月額利用料の減免を受けることができます。

基準	減免額
生活保護などの公的扶助を受けている世帯の場合	全額免除
障害者を含む世帯で、世帯全員が町民税非課税の場合 または 75歳以上のひとり世帯で、町民税が非課税の場合	525円免除



上記に該当し減免を希望される場合は、申請が必要になります。申請書類は役場本庁情報政策室または、各支所町民課へ備えてあります。

お問い合わせ先 情報政策室 ☎0847-89-3352 (町内IP電話 33-89-3352)  
株式会社ケーブル・ジョイ ☎0847-45-0557 (府中)  
同上 神石高原事務所 ☎0847-89-0012 (油木) (町内IP電話 33-89-0012)

ホームページ <http://www.kagayakinet.ne.jp/>

**地域おこし協力隊**  
**活動報告会**

神石高原町地域おこし協力隊の谷口哲一さん(37) Ⅱ広島市出身Ⅱ、沖本成昭さん(35) Ⅱ広島市出身Ⅱと総括集落支援員の高原敬二さんが出席。牧野町長、上山副町長にこれまでの取り組みや、これからの活動の展開について報告されました。

谷口さんは、自治振興会活動の支援の受け皿となるような中間支援組織を作り、自治振興会や行政、NPO等の協力組織を築きながら、自身の定住に向けての展望を報告されました。

沖本さんは、神石高原町は世界に出しても見劣りしない雄大な深谷、湖、沢、洞窟など、地元の皆

地域を変える新しい力  
地域おこし協力隊活動だより  
その6

地域おこし協力隊の活動を紹介していく連載コーナーです。

さんは知らない魅力がたくさん秘めている町。アウトドアレジャーを楽しむ人にとって、そこに暮らしているだけでも羨ましがられるようなところ。この資源を活かし、神石高原町に新たな魅力の創造を軸とした「新たなツーリズム」を展開したいと提案がありました。

報告を受けた牧野町長からは、「新しい視点で町の良さを見て活動してほしい。将来は町に定住できるようなプランニングをやって欲しい。取り組みを大いに期待している。」と激励がありました。

地域おこし協力隊は、都市部の若者が山村などに移住して地域活性化等の支援を行いながら、地域力の維持・強化や協力隊の定住・定着を図る事業で、総務省が全国各地で推進しています。神石高原町では平成23年から2名を委嘱し、様々な地域おこしの活動を行っています。



## 『連携型中高一貫教育支援会議』総会が開かれました

県立油木高校と町内中学校による連携型中高一貫教育を本格実施させ、更に推進していくための支援組織「連携型中高一貫教育支援会議」総会がありました。

開会の挨拶として、支援会議充実のために、特別顧問に就任いただきました岡崎哲夫県議会議員から、力強い支援のお言葉をいただきました。その後、事務局から平成24年度から着手（短期支援策）する「部活動外部指導者の支援」「豊かな心の育成支援（心に響く講演会・芸術鑑賞）」「PRパンフレットの作成」等油木高校の魅力アップづくり支援策が提案され、了承されました。なお、中・長期の具体的支援策については、今後も継続して検討されていきます。

また、油木高校の校長先生、教頭先生から、学校の取組みや進学・就職の実績についての報告があり、参加者は改めて油木高校の素晴らしさを認識しました。



## 神石小学校：9月開校に向け建築すすむ

神石小学校の校舎新築工事が、9月の開校に向けて急ピッチで進んでいます。現在、基礎工事や鉄骨の枠組工事を終了し、外壁・内装工事を行っています。

去る5月30日には、小学生や保護者への見学会を開催し、2学期から使用する学校の説明を受けました。子どもたちをはじめ保護者や地域の皆様には何かとご迷惑をおかけしますが、どうかよろしくお願ひします。



## 住民基本台帳法の改正と外国人登録法の廃止について

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が、平成24年7月9日に施行されます。

① 引越しても、住基カードがそのまま使えるようになります。

今後、住基カードをお持ちの方は、引越（転出）の際に住基カードを返納する義務がなくなり、転入先の市区町村に住基カードを提出することによって、カード裏面に新住所が記載され、継続使用が可能になります。また、その際の手数料もかかりません。

② 外国人住民の方の利便性が向上します。

「外国人登録法」が廃止され、外国人住民の方についても、住民基本台帳法が適用されます。

外国人住民の方（短期滞在者などを除く、適法に三カ月を超えて在留する方で、住所を有する方）にも、日本人の方と同様に、住民票が作成されます。

外国人登録証明書が、「在留カード」または「特別永住者証明書」に替わります。（現在お持ちの外国人登録証明書は、一定期間「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされますので、ただちに切り替えていただく必要はありません。）

町外へ転出される場合（出国の場合も含む）には、役場で転出届が必要になります。町外から転入される場合には、「在留カード」または「特別永住者証明書」と、「転出証明書」を持って、役場で転入の届出をしてください。

・現住所を変更される場合は、必ず役場で届出をしてください。

お問い合わせ先 住民課 ☎89・3334